船橋市介護相談員選考委員会設置要綱

(目的)

第1条 船橋市介護相談員派遣事業実施要綱第3条に規定する船橋市介護相談員(以下「相談員」という。)の選任にあたり、公募に係る選考を行うために船橋市介護相談員選考委員会(以下「選考委員会」という。)を設置する。

(組織)

- 第2条 選考委員会は、次の各号に定める者をもって組織する。
  - (1) 高齢者福祉部長
  - (2) 介護保険課長
  - (3) 地域包括ケア推進課長
  - (4) 高齢者福祉課長
  - (5) 高齢者福祉課長補佐

(委員長及び副委員長)

- 第3条 選考委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長は、高齢者福祉部長を、副委員長は高齢者福祉課長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、選考委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(議事)

- 第4条 選考委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となり議事を行う。
- 2 選考委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(選考方法)

- 第5条 相談員の選考は、原則、面接により行う。
- 2 前項の規定に係わらず応募者が多数の場合は、書類選考を行い、被面接者を決定し、 前項により行うものとする。

(庶務)

第6条 選考委員会の庶務は、健康福祉局高齢者福祉部高齢者福祉課において行う。 (補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、選考委員会に関し必要なことは、委員長が定める。

附則

- この要綱は、平成15年6月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成18年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成20年2月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成27年10月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和5年4月1日から施行する。